**令和５年度　学校安全総合支援事業　実施要項**

１　目　　的

　　　自然災害や登下校中等の事故、事件等の発生を踏まえ、地域・学校園の抱える安全上の課題に対して、幼児児童生徒の「自らの命を守り抜こうとするための主体的に行動する態度」や「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」等を育成する教育手法を開発するとともに、学校園の安全管理体制や地域住民・保護者・関係機関との連携体制を構築するなど、実践的な取組みを支援し、その成果を府内へ周知・普及することを目的とする。

２　事業内容

　　（ア）スケアードストレイト教育技法を活用した交通安全教室推進・支援事業

委託事業として「スケアードストレイト教育技法」を活用した交通安全教室を実施し、児童生徒の自他の生命を守ろうと主体的に行動する態度を育成する。

　　（イ）学校防災アドバイザー派遣事業

防災に関する学識経験者を学校防災アドバイザーとして地域・学校園に派遣し、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」、地域の実態に応じた避難訓練などに対する指導・助言を行い、危機管理体制の充実を図る。

　　（ウ）災害ボランティア活動の推進・支援事業　（対象：府立学校・私立学校の高校生）

生徒が被災地を訪問し、ボランティア活動等の取組みを行い、そこでの学びを各学校に周知することにより、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神を育成するとともに、生徒の防災意識を高め、安全で安心な社会づくりに貢献する「自助・共助」の精神の普及を図る。

（エ）学校安全に係る学校間の連携の推進・支援事業

　　　　先進的な学校安全を実践する学校との交流を通じて、学校安全に係る中核教員を養成し、組織的な学校安全体制の構築と安全教育の充実を図る。

（オ）委員会等の設置・開催

大阪府教育庁は以下の委員会等を設置・開催する。

1. 「安全教育推進委員会」

本事業を円滑に推進するため、学識経験者、府防災部局担当者、府道路部局担当者、府防犯部局担当者、学校長、養護教諭、ＰＴＡ、府私立学校担当者、府教育庁等で組織する「安全教育推進委員会」を設置する。「安全教育推進委員会」組織や詳細については、別途設置要綱に定める。

1. 「学校防災アドバイザー連絡協議会」

学校防災アドバイザーに事業の趣旨、実施方法等の共通認識を図るため、「学校防災アドバイザー連絡協議会」を開催する。

1. 「学校安全総合支援事業 成果報告会」

本事業の事例発表や安全に関する有識者の講演を通して、効果的な指導方法等を府内の学校に広げるとともに、更なる安全教育の普及を図るため、「学校安全総合支援事業 成果報告会」を開催する。

３　実施期間

・それぞれの事業について、別途、実施細則で定める。

４　その他

　　・本事業実施にかかる詳細については別途定める。

・各事業を重複した申請も可とする。

**令和５年度　学校安全総合支援事業**

**スケアードストレイト教育技法を活用した交通安全教室推進・支援事業　実施細則**

１　事業内容等

（ア）内容

・拠点校を中心としたモデル地域を構成し、拠点校またはモデル地域において、委託事業として「スケアードストレイト教育技法」を活用した交通安全教室を実施する。事業実施により、児童生徒の自他の生命を守ろうと主体的に行動する態度を育成するとともに、地域全体での学校安全推進体制を構築する。

・拠点校等のグラウンドにて、スタントマンが、スタント車やスタント用自転車を駆使し、交通事故の状況を再現する。実際の交通事故にあった場合の悲惨さを実感することができ、安全確認などの励行や危険運転への自制を促すことができる。準備（機材等を含む）や当日の進行、片づけなどは、業者委託となる。

・市町村教育委員会はモデル地域の中核教員、ＰＴＡ、地域安全担当者（地域住民ボランティア）などで組織する「交通安全教育実践委員会」を設置する。府立学校及び私立学校が拠点校となる場合は、モデル地域内の中核教員、ＰＴＡ、交通安全担当警察官、地域交通安全担当者などで組織する「交通安全教育実践委員会」を設置する。本委員会において、学校や地域の実情を把握し、児童生徒の実態に応じた適切な指導方法を検討するなど、交通安全教育の充実を図る。

　　（イ）モデル地域について

　　　　　・モデル地域とは、拠点校を含む２校以上の学校園で構成するグループのこと（市町村単位でも可）。近隣地域の学校園で構成することが望ましいが、府内学校園であれば可とする。また、校種については同じ校種でも異なる校種でもよい。事業の課題や成果の共有等を行い、地域や学校の安全推進体制の構築を図る。（申請時にモデル地域の構成が難しい場合は、その旨を申請書に記入し、保健体育課担当に相談してください。）

（ウ）実施期間

令和５年９月～12月末（業者の予約状況による）

（エ）拠点校数等

・府立学校３校、政令市を除く１市町村、私立学校１校を拠点校として指定し、拠点校を中心とする近隣学校園を含めたモデル地域を設定する。

・申請状況等により、学校数について、変更することもある。

（オ）実施条件

　　　　・拠点校の中核教員または市町村教育委員会の担当者は大阪府教育庁が実施する「学校安全推進委員会」（年２回）に参加すること。

　　　　・実施要項等をモデル地域内の連携校に周知するとともに、取り組み内容や本事業の成果や課題を協議する場として「交通安全教育実践委員会」を開催すること。

・地元警察署員に近隣の交通事故状況などの講話をいただく等、地元警察署と連携した教室を実施すること。

・グラウンド等にてスタント車やスタント用自転車の走行が可能であること（少雨決行）。

・８時より準備を行い、11時より教室を開始、または、11時より準備を行い14時より教室を開始することが可能であること。**定時制の課程など、夕刻に実施を希望する場合は、事前に【提出先】担当まで相談すること。**

　　　　　　・雨天時は、体育館にて、自転車による仮想交通事故の再現となるため、体育館にて自転車の走行が可能であること。（床の傷防止用シートは業者が持参の上設置）

（カ）公開授業、合同研修会、成果の共有の場等について

　　　　　・公開授業や中核教員を対象とした合同研修会等を開催し、モデル地域における課題や事業成果等を共有すること（交通安全教育実践委員会と兼ねてもよい）。

２　対象経費

事業委託業者の決定、経費負担及び事務手続きについては、保健体育課及び私学課が行う。

３　拠点校及びモデル地域の選定

市町村は所管学校の中から拠点校を指定、府立学校、私立学校は自校を拠点校とし、連携する学校園を含めたモデル地域を設定した上で申請を行う。申請のあった学校、モデル地域の中から、保健体育課及び私学課が選定する。

４　事業申請方法

　　（ア）申請書類

府立学校及び私立学校においては「別紙様式１　府立学校・私立学校用」を、市町村教育委員会においては「別紙様式２ 市町村教育委員会用」を、下記あて、E-mailにて提出すること。

【府立学校及び市町村教育委員会提出先】

大阪府教育庁　教育振興室

保健体育課　保健・給食グループ　　　担当：坂梨　良太

E-mail：SakanashiR@mbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6944-9365（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

【私立学校提出先】

大阪府教育庁

私学課　小中高振興グループ　　担当：坂本　恵介

E-mail: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6210-9274（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（イ）申請締切

令和５年３月14日(火)

５　決定の通知

市町村については市町村教育委員会学校安全主管課長あて、府立学校及び私立学校については学校長（准校長）あて、決定通知を行う。

　（決定通知は、５～６月の文部科学省からの委託契約締結後になります）

６　その他

・市町村教育委員会または拠点校は、事業終了後、速やかに実施報告書を提出すること。

・大阪府教育庁が１月に開催する「成果報告会」において、活動の成果報告を依頼する場合がある。

・学校のみならず地域全体に効果が期待できるよう計画すること。

**４**

**令和５年度　学校安全総合支援事業**

**学校防災アドバイザー派遣事業　実施細則**

１　事業内容等

（ア）内容

　　　　・拠点校を中心とするモデル地域を構成し、防災に関する有識者を学校防災アドバイザーとして拠点校に派遣する。学校防災アドバイザーが「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」、地域の実態に応じた避難訓練などに対する指導・助言を行い、危機管理体制の充実を図る。

・市町村教育委員会はモデル地域内の学校の中核教員、ＰＴＡ、地域防災担当者などで組織する「防災教育実践委員会」を設置するものとする。府立学校及び私立学校が拠点校となる場合は、モデル地域内の学校長、中核教諭、ＰＴＡ、地域防災担当者などで組織する「防災教育実践委員会」を設置する。本委員会において、地域や学校園の実態に応じた実践的な避難訓練計画を作成・実践するなどし、効果的な避難訓練の方法などを開発するとともに、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」の点検・見直しを行い、防災体制の充実を図る。

　　（イ）モデル地域について

　　　　　・モデル地域とは、拠点校を含む２校以上の学校園で構成するグループのこと（市町村単位でも可）。近隣地域の学校園で構成することが望ましいが、府内学校園であれば可とする。また、校種については同じ校種でも異なる校種でもよい。事業の課題や成果の共有等を行い、地域や学校の安全推進体制の構築を図る。（申請時にモデル地域の構成が難しい場合は、その旨を申請書に記入し、保健体育課担当に相談してください。）

（ウ）実施期間・派遣回数、時間等

　　　・実施期間は、決定通知を受けた日から令和５年12月28日（木）までとする。

・学校防災アドバイザーの派遣回数は期間中３回とし、１回あたりの指導等の時間は２時間程度とする。

・研修会等の講師のみの活用はできない。

（エ）拠点校数等

・府立１６校、政令市を除く４市町村、私立学校園１校園を拠点校として指定し、拠点校を中心とする近隣学校園を含めたモデル地域を設定する。

・学校防災アドバイザーは各モデル地域につき１名派遣する。

・申請状況等により、学校園・地域数について変更することがある。

　　（オ）学校防災アドバイザーの選任

・大阪府教育庁は、防災に関する有識者を学校防災アドバイザーとして委嘱し、モデル地域に派遣する。

・当該市町村教育委員会は、防災に関する専門的知識を有し、本事業の趣旨を理解した者を学校防災アドバイザーとして、府教育庁に推薦することができる。

　　（カ）「安全教育推進委員会」及び「学校防災アドバイザー連絡協議会」

・拠点校の中核教員または市町村立教育委員会の担当者は大阪府教育庁が開催する「安全教育推進委員会」（年２回）に参加する。

・学校防災アドバイザーは、大阪府教育庁が開催する「学校防災アドバイザー連絡協議会」に参加する。

　　（キ）実践の公開、合同研修会、成果共有の場等について

　　　　　・実践的な避難訓練や避難所開設の訓練の実施、モデル地域の中核教員を対象とした合同研修会等の開催にあたり、モデル地域に対して案内を送付し、課題や事業成果等を共有すること（防災教育実践委員会と兼ねてもよい）。

２　対象経費

・事業の経費負担及び事務手続きについては、保健体育課及び私学課が行う。

３　拠点校及びモデル地域の選定

市町村は所管学校園の中から拠点校を指定、府立学校、私立学校園は自校を拠点校とし、連携する学校園を含めたモデル地域を設定した上で申請を行う。申請のあった学校、モデル地域の中から、保健体育課及び私学課が選定する。

４　事業申請方法

（ア）申請書類

府立学校及び私立学校園においては、「別紙様式３　府立学校・私立学校園用」を、市町村教育委員会においては「別紙様式４ 市町村教育委員会用」を、下記あて、E-mailにて提出すること。

【府立学校及び市町村教育委員会提出先】

　大阪府教育庁　教育振興室

保健体育課　保健・給食グループ　　　担当：坂梨　良太

　　　　　　　　　　　　E-mail：SakanashiR@mbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6944-9365（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

【私立学校園提出先】

大阪府教育庁

私学課　小中高振興グループ　　担当：坂本　恵介

E-mail: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6210-9274（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（イ）申請締切

　　　　　　令和５年３月１４日(火)

５　決定の通知等

・市町村については市町村教育委員会学校安全主管課長あて、府立学校については学校長あて、私立学校園については学校園長あて、決定通知を行う。

　（決定通知は、５～６月の文部科学省からの委託契約締結後になります）

・学校防災アドバイザーの選定、派遣については、別途連絡する。

６　その他

・市町村教育委員会または拠点校は、事業終了後、速やかに実施報告書を提出すること。

・大阪府教育庁が１月に開催する「成果報告会」において、活動の成果報告を依頼する場合がある。

**令和５年度　学校安全総合支援事業**

**災害ボランティア活動の推進・支援事業　実施細則**

１　事業内容等

（ア）内容

・被災地における生徒の「自助・共助」の精神を育成する以下の活動を実施

1. 災害ボランティア活動
2. 現地高校生や被災者等との交流
3. 被災地の視察
4. 被災者の講話を聴く　　　　など

　※なお、**①**と**②**の活動は必ず実施すること

　　（イ）場所

　　　　　・地震・津波などの自然災害により被災した地域。

※特定の地域に**限定するものではない**

（ウ）実施期間

・決定通知を受けた日から令和５年12月28日（木）までとする。

（エ）実践校数等

・府立学校４校・私立学校１校を実践校として指定する。**ただし、高校生を対象とする。**

・申請状況等により、学校数について変更することがある。

（オ）派遣人数及び宿泊数

・派遣人数については原則として生徒６名以内及び引率教諭１名（合計７名以内）とし、宿泊については３泊以内とする。

※ただし、近畿圏内の被災地で行うなど、「２　対象経費等」の範囲内で、**原則を超える人数等で計画する場合は、事前に【提出先】担当まで相談すること。**

（カ）成果の周知について

　　　　　・成果を発表する場を設定し、地域や近隣学校教職員の参加のもと事業の成果や今後の課題を共有すること。

２　対象経費等

・事業の経費負担（交通費、宿泊費、旅行保険料及び宿泊機関等手配料）については、保健体育課及び私学課が行う。なお、**１校あたりの総額を67万円未満**とし、その内訳の交通費及び宿泊費については以下のとおりとする。

　　交通費　　　実費（経済的な通常の経路及び方法）

　　宿泊費　　　１泊あたり　甲地方8,700円・乙地方7,600円以内

　　※大阪府の旅費規定に基づき算出すること。

・事務手続きの詳細については、決定後、説明会を実施する。

３　実践校の選定

申請校の中から保健体育課及び私学課が選定する。

４　事業申請方法

（ア）申請書類

「別紙様式５　府立学校・私立学校用」を、下記あて、E-mailにて提出すること。

【府立学校提出先】

大阪府教育庁　教育振興室

保健体育課　保健・給食グループ　　　担当：坂梨　良太

　　　　　　　　　　　　E-mail：SakanashiR@mbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6944-9365（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

【私立学校提出先】

大阪府教育庁

私学課　小中高振興グループ　　担当：坂本　恵介

E-mail: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6210-9274（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（イ）申請締切

令和５年３月14日(火)

５　決定の通知等

・府立学校・私立学校ともに、学校長（准校長）あて、決定通知を行う。

　（決定通知は、５～６月の文部科学省からの委託契約締結後になります）

・決定校については、**別途、詳細な計画書の提出を依頼する。**

６　その他

・実施校は、事業終了後、速やかに実施報告書を提出すること

・大阪府教育庁が１月に開催する「成果報告会」において、活動の成果報告を依頼する場合がある。

**令和５年度　学校安全総合支援事業**

**学校安全に係る学校間の連携の推進・支援　実施細則**

１　事業内容等

（ア）内容

・拠点校を中心とするモデル地域を構成し、拠点校と先進的な安全教育を実践する学校との交流、連携を通じて、学校安全に係る中核教員を養成し、拠点校における組織的な学校安全体制の構築と安全教育の充実を図る。

・市町村教育委員会は、モデル地域の中核教員、ＰＴＡ、市町村関係担当者、地域関係担当者などで組織する「学校間連携実践委員会」を設置するものとする。府立学校及び私立学校園が拠点校となる場合はモデル地域内の学校長、中核教員、ＰＴＡ，近隣学校の関係担当者、地域関係担当者などで組織する「学校間連携実践委員会」を設置するものとする。本委員会において、先進的な学校安全に関する取組の方向性や実施内容、中核教員の役割などを確認する。

　　（イ）モデル地域について

　　　　　・モデル地域とは、拠点校を含む２校以上の学校園で構成するグループのこと（市町村単位でも可）。近隣地域の学校園で構成することが望ましいが、府内学校園であれば可とする。また、校種については同じ校種でも異なる校種でもよい。事業の課題や成果の共有等を行い、地域や学校の安全推進体制の構築を図る。（申請時にモデル地域の構成が難しい場合は、その旨を申請書に記入し、保健体育課担当に相談してください。）

（イ）交流校について

　　　　　・セーフティプロモーションスクール（ＳＰＳ）をはじめとする、先進的な学校安全に取り組む学校園と交流・連携する。

（ウ）実施期間

・決定通知を受けた日から令和５年12月28日（木）までとする。

（エ）拠点校数等

・府立学校３校・政令市を除く３市町村、私立学校園１校園を拠点校として指定し、拠点校を中心とする近隣学校園を含めたモデル地域を設定する。

・申請状況等により、拠点校・モデル地域数について変更することがある。

（オ）派遣人数及び宿泊数

・１度の派遣人数については原則として教職員２名以内とする。

※ただし、近畿圏内の招聘や派遣など、「２　対象経費等」の範囲内で、**原則を超える人数等で計画する場合は、事前に【提出先】担当まで相談すること。**

（カ）公開授業、合同研修会、成果共有の場等について

　　　　　・公開授業や中核教員を対象とした合同研修会等を開催し、モデル地域における課題や事業成果等を共有すること（学校間連携実践委員会と兼ねてもよい）。

２　対象経費等

・事業の経費負担（交通費、宿泊費）については、保健体育課及び私学課が行う。

なお、**１校または１モデル地域あたりの総額を16万円未満**とし、その内訳の交通費及び宿泊費については以下のとおりとする。

　　交通費　　　実費（経済的な通常の経路及び方法）

　　宿泊費　　　１泊あたり　甲地方8,700円・乙地方7,600円以内

　　※大阪府の旅費規定に基づき算出すること。

・事務手続きの詳細については、決定後、説明会を実施する。

３　拠点校及びモデル地域の選定

市町村は所管学校園の中から拠点校を指定、府立学校、私立学校園は自校を拠点校とし、連携する学校園を含めたモデル地域を設定した上で申請を行う。申請のあった学校、地域の中から、保健体育課及び私学課が選定する。

４　事業申請方法

（ア）申請書類

府立学校及び私立学校園においては「別紙様式６　府立学校・私立学校園用」を、市町村教育委員会においては「別紙様式７ 市町村教育委員会用」を、下記あて、E-mailにて提出すること。

【府立学校及び市町村教育委員会提出先】

大阪府教育庁　教育振興室

保健体育課　保健・給食グループ　　　担当：坂梨　良太

E-mail：SakanashiR@mbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6944-9365（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

【私立学校園提出先】

大阪府教育庁

私学課　小中高振興グループ　　担当：坂本　恵介

E-mail: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6210-9274（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（イ）申請締切

令和５年３月14日(火)

５　決定の通知等

・市町村については市町村教育委員会学校安全主管課長あて、府立学校については学校長（准校長）あて、私立学校園については学校園あて、決定通知を行う。

　（決定通知は、５～６月の文部科学省からの委託契約締結後になります）

・決定校については、**別途、詳細な計画書の提出を依頼する。**

６　その他

・市町村教育委員会または拠点校は、事業終了後、速やかに実施報告書を提出すること

・大阪府教育庁が１月に開催する「成果報告会」において、活動の成果報告を依頼する場合がある。